

習志野市教育委員会会議録
(令和3年第9回定例会)

- 1 期 日 令和3年9月15日(水)
市庁舎5階委員会室
開会時刻 午後1時30分
閉会時刻 午後2時33分
- 2 出席委員 教 育 長 小 熊 隆
委 員 古 本 敬 明
委 員 赤 澤 智 津 子
委 員 馬 場 祐 美
- 3 出席職員 学校教育部長 遠 藤 良 宣
学校教育部参事 小 平 修
学校教育部次長 野 村 健 一
生涯学習部次長 上 原 香
学校教育部副参事 根 本 勇 一
学校教育部副技監 江 口 浩 雄
学校教育部・生涯学習部副技監 塩 川 潔
教育総務課長 中 野 充
学校教育課長 合 田 聖
指導課長 本 間 美 奈 子
総合教育センター所長 安 村 和 晃
社会教育課長 藤 原 友 哉
生涯スポーツ課長 三 橋 智
中央公民館長 河 栗 太 一
中央図書館長 岡 野 重 吾
学校教育部主幹 利 根 川 賢
学校教育部主幹 忍 貴 弘
学校教育部主幹 (習志野高等学校事務長) 佐 久 間 心 之
学校教育部主幹 高 瀬 哲 介
学校教育部主幹 齊 藤 洋 介
学校教育部主幹 篠 宮 淳 一
学校教育部主幹 鈴 木 誠

4 議題

第1 前回会議録の承認

第2 報告事項

- (1) 臨時代理の報告について(令和2年度教育費決算について)
- (2) 専決処分¹の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)
- (3) 鷺沼小学校自閉症・情緒障がい特別支援学級への変更について
- (4) 緊急事態宣言中のオンライン授業実施状況について
- (5) 令和3年度全国学力・学習状況調査結果について
- (6) 屋敷貝塚L地点(屋敷5丁目)発掘調査に伴う縄文人全身骨格の出土について

第3 協議事項

- 協議第1号 入学準備金融資あっせん及び利子補給制度の今後の方向性について
協議第2号 次回教育委員会定例会の期日について

第4 その他

5 会議内容

小熊教育長が

令和3年習志野市教育委員会第9回定例会の開会を宣言

小熊教育長が

本会議の審議を傍聴したい旨の申し出が1名からあり、傍聴券を交付した旨を報告した。

また、習志野市教育委員会傍聴人規則に定めのある定員10名を超える今後の傍聴の申し出について、受け入れが可能な範囲で受け入れることについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

「屋敷貝塚L地点(屋敷5丁目)発掘調査に伴う縄文人全身骨格の出土について」を議事に追加することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

会議規則第13条の規定により、報告事項(1)及び(2)を非公開とし、非公開部分の会議録については、議案が市長から市議会へ提出された後に公開することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

小熊教育長が

令和3年第8回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

報告事項(3) 鷺沼小学校自閉症・情緒障がい特別支援学級への変更について

(指導課)

本間指導課長

報告事項(3)「鷺沼小学校自閉症・情緒障がい特別支援学級への変更について」、説明する。

資料1ページ目の「1. これまでの経緯」をご覧ください。本市では全ての小学校・中学校に自閉症・情緒障がい特別支援学級を設置することを計画しており、鷺沼小学校に関しても、令和4年度以降、学級としての指導に必要な教室を安定して確保できる見通しとなったことを受け、学校と連携して、特別支援学級への変更の検討を進めてきた。検討の中では施設面だけでなく、現在、指導を受けている児童や保護者のニーズを改めて把握するため、今年度7月に保護者向けの説明会を実施し、その後の学校での保護者面談を通じて、児童や保護者のニーズを確認したところである。

「2. 説明会、保護者面談を通じて」に記載のとおり、通級指導を受けている児童24名のうち、現時点で特別支援学級へ入級を希望している児童は7名いる。入級に関して引き続き検討する、または通級指導教室での指導の終了を希望する児童に関しても、これまでの指導の経過を踏まえ、切れ目のない支援や教育相談が充実するよう、個別の教育支援計画や指導計画の活用を図っていく。

今後については、令和3年12月を目途として、「第2次特別支援学級・通級指導教室整備計画」を策定し、令和4年4月からの指導開始に向けて、引き続き学校や保護者との連携を図っていく、と概要を説明

馬場委員

個々の子どもの状況に応じて、特別支援学級に入級するのを悩んでいる方がいる。それに加え、通常学級に在籍しつつ、通級指導教室に通うという従来のスタイルを維持したい保護者もいると思う。本来ならば、特別支援学級の設置と通級指導教室との両立が望ましいと考えるが、それは難しいのか、と質問

本間指導課長

その点については、鷺沼小学校での説明会の際にも保護者の方から質問があった。現在、特別支援学級を開設している学校では、通常学級と特別支援学級で交流をしている子どもがかなりの数いる。ただ、その交流している児童の1週間での指導内容を見ると、特性に合った特別支援学級での指導が必要な児童が相当数いるため、保護者のニーズに合った時間数や個別の時間をなかなか確保できないというところがあった。通常学級に行くと、通常学級での学習が中心になっており、特別支援学級の先生がそちらについて行くという形になる。例えば、4年1組の児童について行くと、特別支援学級の中にいる5年生の児童、そこは通常学級の先生のみでの指導のもとで、通常学級において指導を受けている。そうすると、その子の自閉症・情緒障がいという特性に合った指導、個別の指導という時間数が、特別支援学級においてもう少し確保できれば良いのではないかという意見が保護者から寄せられていることも確かである。その時間を確実に確保していくために、特別支援学級での時間を増やし、特性に合ったものを子ども達に指導していく。それぞれの特性に合ったプランとして、通常学級で長い時間を過ごすことのできる子どもがいたり、特別支援学級でより長い時間を過ごし、特性に合った指導を受けることが必要な子どももいると思う。そのため、その違いをきちんと保護者の方にわかるように説明をさせていただき、その観点での入級ということで検討をさせていただいているところである。まだ実際に入級を迷っている家庭もあるかと思うので、通常学級、管理職、特別支援学級の担任と丁寧に聞き取りをしながら保護者のニーズに合わせて、その子の特性に合った指導を施せるようにするというところで現在進めているところである、と回答

馬場委員

もし今までのものを維持しながらということが難しいのであれば、より手厚い体制が必要だと思う。以前にも申し上げたが、支援員を増やすことがより必要になってくるのではないか。人員の都合など様々な問題があるかと思うが、そのあたりは前向きにご検討いただきたい。子ども達や保護者に不利益のないようにお願いしたい、と要望

古本委員

基本的にはルール上、全て特別支援学級にしなければいけない。しかし、人員や場所の関係で通級指導教室という形を今まで仕方なくとっていたと認識していたが、今回それが本来の形に戻り、決められた形になったことで前進したと理解している。その理解でよろしいか、と質問

本間指導課長

鷺沼小学校では、人員の確保よりは必要な教室数の確保が安定してできるようになったということが一番大きな要素であると認識している、と回答

古本委員

安定してできるようになったため、本来やらなければならない形をとることができたという理解でよろしいか、と質問

本間指導課長

そのとおりである、と回答

古本委員

ただ、状況が変わるのは当然戸惑いもあるため、馬場委員御指摘のとおり、変わることに對して繋ぎの部分を丁寧にやっていただくことが大切なのではないかと思う。決してマイナスになっているわけではなく、前進したので、ぜひアフターケアを丁寧にやっていただきたい、と要望

小熊教育長

特別支援学級と通級指導教室の違いを千葉県教育委員会の定めていることに準じて補足して説明していただきたい、と発言

合田学校教育課長

特別支援学級は、教職員の定数があり、学級に関しては、特別支援学級児童生徒8名までで1クラスという形になる。9名から16名までになると、2クラスで特別支援学級が作られていく。併せて、通級指導教室は学級ではないので、教職員に関しては定数ではなく加配という形で付く。人数に関しては、児童生徒13名が一つのラインとなっている。現在千葉県では、13名以上の児童生徒が通級指導教室で通ってこないかと加配がなかなか付かない状況である。以上が特別支援学級と通級指導教室の違いである。

また、習志野市では、知的障がい特別支援学級と自閉症・情緒障がい特別支援学級については、固定の特別支援学級という形で行っている。併せて、この度鷺沼小学校が自閉症・情緒障がい通級指導教室から自閉症・情緒障がい特別支援学級に変わるが、言語障がい通級指導教室、LD・ADHD通級指導教室、難聴通級指導教室に関しては通級指導教室という形で引き続き残る。言語障がい通級指導教室については、東習志野小学校、袖ヶ浦東小学校及び向山小学校に、LD・ADHD通級指導教室については大久保東小学校に、そして、難聴通級指導教室については東習志野小学校に設置をしている。こちらは教室であるため、職員が加配で付けられる形になっ

ている、と回答

小熊教育長

そうすると全県的に見たときに、自閉症・情緒障がい特別支援学級の開設の状況はどのように
なっているのか、と質問

合田学校教育課長

自閉症・情緒障がい特別支援学級については、ほとんど学級での配置という形になっている、
と回答

小熊教育長

基本的には自閉症・情緒障がい特別支援学級は学級として開設し、言語障がい特別支援学級
は通級指導教室、全県的に見ればそのような形が多いという考え方でよろしいか、と質問

合田学校教育課長

そのとおりである、と回答

小熊教育長

そうすると委員御指摘のとおり、これまで通級指導教室で指導を受けていた子ども達と学級と
の関わりは今後どうなっていくのか、補足して説明をしていただきたい、と発言

本間指導課長

通級指導教室で指導を受けていた子ども達についても、保護者からは特別支援学級を選ばな
ければ全ての援助がなくなってしまうのかという心配の声も届いている。指導課としては、現在子
ども達に対しては個別の指導計画等を立てているので、その個別の指導計画及び教育支援計画
をきちんと生かしながら、その子が将来に向けてどのように自立を図っていけるのかというところ
で連携を図っていく。また、保護者のニーズに応えられるように、通級指導教室の担任も今まで関
わっていたので、そちらの方も相談の窓口として、きちんと担保しておきたいということも伝えてい
るところである。不安感なく、通常学級で子ども達が伸び伸びと支援を受けられるような方向で考
えている、と回答

小熊教育長

そうすると、生活の基本は学級であるので、全ての学校に自閉症・情緒障がいの特別支援学級
を作るということは、特別支援学級を基本として相談を受けられるという理解で良いか、と発言

本間指導課長

現在習志野市内では、特別支援学級の担任が特別支援コーディネーターに指名されているケ
ースが非常に多くなっている。そのため特別支援コーディネーターも活用するという形では、今ま
で通り相談窓口があると捉えられる、と回答

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(3)は終了した。

報告事項(4) 緊急事態宣言中のオンライン授業実施状況について

(指導課)

本間指導課長

報告事項(4)「緊急事態宣言中のオンライン授業実施状況について」、説明する。

習志野市では、9月6日を始業式とし、6日から10日までの1週間を給食なしの短縮日課、そして9月13日から今週にかけては、給食ありの通常日課を始めている。

資料1ページ目を御覧いただきたい。まずは、「1. 9月6日(月)の登校、始業式実施状況・児童生徒の様子」について説明する。多くの学校で朝と帰りの学活をオンラインで行った。登校渋りや長期欠席、不登校児童生徒がオンライン授業に参加しており、表情を直接確認することができた学校もあった。また、チャット画面で学級の児童とコミュニケーションをとることができた事例もあったと報告を受けている。始業式の形態については、ライブ配信のオンライン、または事前録画を配信するオンデマンド、その両方を各校で工夫して行った。

「2. 9月7日(火)以降のオンライン授業について」、説明する。各校で様々な工夫がなされていた。例えば、大型提示装置を活用するという点については、画像を共有することができ、オンライン授業で繋がる児童生徒の姿を映すこともした。また、デジタル教科書や教材の活用ということで、配信をしている学校もあった。そして、朝の会や帰りの会だけではなく、授業中でもチャット機能を使って子ども達とコミュニケーションを図り、その中で質問等があったら、授業者ではなく、補助で入っている職員がその画面を拾って、「質問があるようです」と答える場面もあったという報告を受けた。また、授業を事前に録画し、授業を見逃してしまった場合や途中で配信のトラブルがあり、見られなかった場合に、トラブル対応として授業後の視聴に備えるという工夫もあった。また、多くの学校では使用機器を工夫しており、ヘッドセットや2台のタブレット端末等を使い、配信する側と授業を受ける側で工夫をしているところもあった。その中で児童生徒の様子としては、双方向の授業の中で積極的に参加する姿や、指導主事が思っていた以上にオンライン授業の中で非常に落ち着いて授業に参加する姿があった。先ほども申し上げたが、不登校児童生徒がオンライン授業に出席できているという報告も伺っている。また、オンライン授業を受ける児童生徒のそばに接続の補助をした保護者の姿が見られる家庭もあり、低学年の児童生徒の保護者の中には手伝ってくださった方がかなり多くいたと聞いている。

さらに、「3. 実施にあたっての課題」だが、接続のトラブルは様々な学校において、総合教育センターや学校への問い合わせがあったと聞いている。そして学校から上がってきている課題については、技能教科の実施方法をどうするか、中学校における定期テストをどのように実施するか、ということである。データ制限等によりリアルタイムの視聴時間が限られるという課題についてはルーターのギガ数を増やす措置を行ったので、現在は6時間の授業をオンラインで流すことができている。また、オンライン授業を選択している児童生徒に対する個別指導をどのように行うのか。授業以外でコミュニケーションをとっていくにはどのようにしたら良いのか。今月末までオンライン授業ということで通知しているので、受験を控えた中学校3年生に対してどのようなケアを行っていくのかというような声も学校から上がってきている。接続に対する保護者からの問い合わせはあったが、授業そのものに対する苦情等は、習志野市教育委員会や学校の方にも入ってきていないようである。初めてのことに對して好意的に見てくださっているのではないかと認識している、と概要を説明

馬場委員

夏休みが明けてすぐ、各保護者に対してオンラインにするのか、それとも登校するのかというアンケートがメールで来たと聞いている。そのアンケートが非常にわかりづらく、オンラインを選択したら、多数決で全員がオンラインになるのではないかと理解をしていた方がいたり、そのアンケートの趣旨を酌み取ることがなかなか難しい文面だったということを中学生の保護者から聞いた。そのため、アンケートは工夫をしていただく必要がある。自分はオンラインを選択したが、当日までオンラインなのかどうかということもわかりづらかったと言っていたので、今後このようなことがあ

った場合に改善の余地があるかと思う。

質問だが、不登校、登校渋りの子どもが顔を見せてくれたということで、それは非常に良いことであると思う。今ほど説明があったとおり、今月末までオンラインの対応をするということであるが、この先、オンライン授業を希望する子どもに対してはオンライン授業を続けていいという選択肢はある予定なのか、と質問

本間指導課長

今後のことだが、現在、資料2ページ目に記載のとおり、各学校で不登校児童生徒に対しても様々な手立てをしており、小学生は自分や友達の顔が画面に出ているということが非常に嬉しいということもあり、顔を出しているが、学年が上がってくるにつれて顔をあえて映さないという配慮もしている。それについては事前に家庭の確認をとりながら進めている。10月からは通常登校ということで、特にオンライン授業を希望により受けることとはしないが、各学校で個別対応をしていくという形で動いていく予定である、と回答

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(4)は終了した。

報告事項(5) 令和3年度全国学力・学習状況調査結果について (総合教育センター)

安村総合教育センター所長

報告事項(5)「令和3年度全国学力・学習状況調査結果について」、説明する。

今年度は昨年度の新型コロナウイルス感染症の影響がどの程度出ているかがポイントだった。結論から申し上げますと、現時点では学力に関して新型コロナウイルス感染症が影響していると考えられる大きな差異は見られなかった。夏休みの短縮や行事等を工夫して授業時間を確保したこと、家庭との協力などがあったからだと考えられる。

具体的な結果を報告させていただく。資料2ページ目を御覧いただきたい。学習指導要領の内容の平均正答率のレーダーチャートは、全国平均値を100としたときの本市の相対値について表しており、1目盛り2%を示している。前回調査時の平成31年度の結果と比較し、国語においては小・中学校ともに目的や要点、意図を捉えて的確に説明する力が伸びている。小学校の国語の課題として、記述式における無回答が多い傾向にあり、特に、「条件に合わせて適切に自分の考えを書くこと」について無回答が多く見られた。資料3ページ目の「(2)中学校・国語」だが、夏目漱石の「吾輩は猫である」の一部を取り上げた一見難解な文章であっても、表現や背景に着目しながら内容を理解し、読む力の高さが伺えた。課題は「書いた文章を読み返し、語句や文の使い方、段落相互の関係に注意して書くこと」と「文章に表れているものの見方や考え方を捉え、自分の考えをもつこと」である。

資料4ページ目の「(3)小学校・算数」では、昨年までの課題であった図形が大きく伸びていた。課題は、全国平均は上回っているものの、問題形式が記述式であるものについては、平均正答率が50%から60%となっていることである。資料5ページ目の「(4)中学校・数学」では、前回、改善傾向であった関数領域がまた課題となってしまう。

資料6、7ページ目は、6回分の全国学力・学習状況調査の全国平均を100としたとき、本市の相対値の経年変化をグラフ化したものである。下の表は正答率をまとめたものである。平成30年度までは主に知識を図るA問題と活用を図るB問題に分かれており、平成31年度から統一している。また令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策のため実施していない。小・中学校ともに、前回の結果から伸びており、小学校では過去の中でも上位に位置している。中学校では過去の平均ほどに位置している。

資料8ページ目からは、「児童生徒質問紙調査の回答結果と教科に関する調査の正答率との相関関係」についてである。資料8ページ目には朝食を食べている割合と、小・中学校の国語と算数の平均正答率をクロス集計した結果を記載している。朝食を食べていると答えた児童生徒の平均正答率は約70%と高く、全く食べていない児童生徒の平均正答率が約50%と低くなっている。一般的に言われているように、朝食を食べている、起床・就寝時間が決まっているなどの基本的な生活習慣が確立されている割合と問題の正答率の高さには、本市でも相関関係が見られる。

資料9ページ目の「自分には、よいところがあると思いますか。」という質問から自己肯定感の高さも相関関係が見られている。

また、資料10、11ページ目の「学校の授業時間以外に、普段(月曜日から金曜日)、1日当たりどれくらいの時間、読書をしますか(教科書や参考書、漫画や雑誌は除く)」、「あなたの家には、およそどれくらい本がありますか(雑誌、新聞、教科書は除く)」という質問から、読書の量や本が家庭にあるかなどの家庭環境との関係についても、ある程度相関関係が見られた。これらの質問項目については、全国や千葉県と比較して本市はやや高めではあるが、顕著な差異は見られなかった。

資料12ページ目から15ページ目は、新型コロナウイルス感染症拡大の休校期間中についての質問である。勉強に不安を感じている児童生徒はやや正答率が低いという傾向があり、小学校において顕著に表れていた。資料13、14ページ目の「休校期間中であっても計画的に学習を続けることができた」、「規則正しい生活を送ることができた」と答えた児童生徒の正答率は高い傾向にあり、これは通常時と同様の傾向だった。前回の調査と比較して、大きく変化した結果が見られたのが、小・中学校とも、「将来の夢や希望を持っていますか」や「難しいことにも失敗を恐れずチャレンジしていますか」という質問に対し、「当てはまる」、「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒が減少していることがわかった。これは本市だけの傾向ではなく、全国的な傾向のため、新型コロナウイルス感染症による学校生活への影響も含めて、今後注視していく必要がある。

資料16ページ目は、これからの結果を踏まえた上での考察である。国語では、小・中学校とも話す、聞く能力は、全国的に平均正答率は高いが、本市でも非常に高くなっている。各校で培ってきた、話す、聞くについての学習習慣を基盤にして、国語の学習における言語活動を工夫し、対話的な学習を積み重ねてきたことのあらわれと考えている。小・中学校に共通する課題は、書く力を伸ばしていくために、毎時間の授業の振り返りを自分の言葉で積み重ねる活動を地道に今後とも行っていきたいと思う。

算数・数学では、小・中学校ともに図形の構成要素やその特徴を捉えて、見直しを持って問題を解決する力が伸びてきている。数と計算も同様に伸びている。小・中学校の共通する課題は、計算方法や数学的な考え方を数学的な表現を用いて記述できるようにノートを作る活動なども取り入れ、自分の考えを表現することである。これに対し、ノートを作る活動を取り入れ、自分の考えや解決方法を記述する活動の研修を行ったり、学校訪問時に指導主事が研修等を指導していく。また、児童生徒質問紙調査から、平常時であってもコロナ禍であっても基本的な生活習慣、生活環境、自己肯定感などが学力と相関関係にあることから、学校に対して、保護者の児童生徒への関わり方について、児童生徒の自己肯定感・自己有用感が持てるよう、保護者と連携するように伝えていく。今後も新型コロナウイルス感染症による児童生徒の生活環境や学習環境への影響が続くことが予想される中、タブレット端末を活用したオンライン学習の進め方や不安を抱える児童生徒への支援を行っていく。また、タブレット端末が1人1台貸与されることから、授業に積極的に活用していただき、各校の実践等、情報収集に努め、市内で共有していくことを積極的に進めていく。これらの結果をもとに、今後とも学力向上に繋げていく、と概要を説明

2点質問する。資料8ページ目の「7 児童生徒質問紙調査の回答結果と教科に関する調査の正答率との相関関係」について、それぞれ「1 している」、「2 どちらかといえば、している」、「3 あまりしていない」、「4 全くしていない」という回答の属性があり、それに対する正答率があるが、例えば、それぞれの回答の構成比や分布はどのような感じになっているのか。全体として回答が1,400前後あるとして、例えば「当てはまる」がどれぐらいで、「どちらかといえば当てはまる」がどれぐらいなのかという構成比が見えてこないの、どういった構成比になるのか。それを入れた方がいいのではないかと。項目が多いので今後で構わないが、もし分かれば教えていただきたい。

2点目だが、資料17ページ目の「(2)児童生徒調査質問紙調査から」というところで、様々なことが相関関係にあることがわかったという考察だと思いが、資料1ページ目に「1 調査の目的」として「教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する」とあったので、その得られた結果や考察からどのように改善に繋げていくのかというのが少し疑問に思った点である。そういう意味では、例えば基本的な生活習慣の確立や朝食を食べるかどうかという話と、学力の相関については以前の調査でも同じような結果だったと思う。そこから何か改善策があり、今回の結果があつて、効果に対してどのような施策が良かったのかという評価になると思うが、そのサイクルが見えてこない気がする。資料1ページ目の「1 調査の目的」からすると、もう少し検証改善サイクルが見える形でまとめていただくと良いと思った。そのあたりはいかがかと質問

安村総合教育センター所長

まず1点目の構成比について、わかる範囲で説明する。資料8ページ目の「朝食を毎日食べていますか」については、「1 している」が89.7%、「2 どちらかといえば、している」については7%、「3 あまりしていない」が2.7%、そして、「4 全くしていない」が0.6%となっている。項目が多いため、また改めて報告させていただく。

2点目の目的に合わせた検証改善サイクルの報告のまとめ方については、改善する目的、そしてこの相関関係からどのような手を打ったかというところをきちんと表しながら、今後どのような改善策をとったら良いかということについて、そのサイクルがわかるようにこれからまとめ、次に生かしていく、と回答

古本委員

今回のこの考察は保護者にはどのような形で渡されるのか。もしくは、保護者にはいかないのか、と質問

安村総合教育センター所長

この報告については、各学校に報告し、それをもとに各学校のものを加えながら、保護者の方に説明する。また、総合教育センターのホームページにアップして報告をする、と回答

古本委員

「朝食を毎日食べていますか」という質問に対して成績は当然相関関係があると思うが、朝食を食べているから成績が良いわけではないと思う。朝食をしっかりと食べられる環境にあることが大事であり、保護者によっては、朝食をしっかりと食べられる環境、食べることができない環境がやはりある。保護者に対して朝食を食べさせられないから成績に影響があるというのは、やはり本論とは外れてしまう。また、今の情報の伝達の仕方だと、ホームページを見るゆとりのある保護者は、この相関関係があり、自分の子どもに朝食を食べさせているから成績が良いと思うが、逆にゆとりがない保護者がホームページを見てこのような結果になっているから自分はこうしようと思うことはなかなか厳しいと思う。やはり大切なことは、「ホームページを見てください」だけではなく、この結果をこのように分析したという報告を全ての家庭が見られるようにデータとして渡す必要があ

る。

また、「自分には、よいところがあると思いますか」といった質問に関しても、当然自分の子どもなので好きだと思うが、子どもに愛をかける時間がある保護者、かけたいけれどもかけられない保護者がいると思う。そのような方に対してもこのようなデータがあり、ゆとりがあるときに見てほしいと伝える必要がある。データを見れる人は見れる、見られない人は見られないという伝達の仕方ではなく、皆それぞれの環境があり、強制的ではなく、現状はこうであるので保護者のできることをやってほしいと比較的安易に目に届くような形で報告すると、先ほどの赤澤委員御指摘の検証改善サイクルが良い方向に働くと思う。ただ朝食を食べさせるだけではおそらく解決にはならない。保護者が朝早く出なければならず、パンを置いて食べさせるということは好きでそうしているわけではないと思う。しかし、それで無理やり朝食を食べさせた。では、それで成績が上がるかというのは違うのではないか。それよりも、このような事実があるので、各家庭でできる範囲のことで良いのでしてほしいとなるべく目に留まりやすい形で報告すれば良い方向に行けると思う。難しい問題もあると思うが、前向きに考えていただきたい、と要望

馬場委員

赤澤委員、古本委員御指摘の点と関連するが、以前、自分の子ども達が小さい頃、このような学力試験を受けて、結果は確か手紙で来たと思う。ただ、その頃は数字ばかりという感じがしていた。今はどのようにになっているかわからないが、保護者は、子どもの点数がこうだったので、この範囲に入っていて安心だという捉え方しかしていなかったように思う。そのため、伝え方がかなり大事だと考える。その検証改善サイクルを確立するためにも、保護者にもわかりやすく伝えていくという工夫は必要だと思う。数字ばかりを載せると、数字にしか目がいかない。根本的な解決にならないと思うので、そのあたりは改善をお願いしたい。

新型コロナウイルス感染症のことにしても、教員の方達は学校に来ている子ども達の様子を見て、元気そうだから安心だと感じている部分もあったかもしれないが、やはりこうして実際にアンケートを取ると、5割から6割の子どもが多少不安に感じているというところが見えてきた。そういったところで、こちらのアンケートの活用の仕方も重要になってくると思うので、お願いしたい、と要望

安村総合教育センター所長

そのような観点または伝え方についてしっかりと精査しながら学校の方に伝え、直接子ども達や家庭に伝わるように工夫していく、と回答

小熊教育長

委員御指摘のとおり、学力向上への検証改善サイクルについては教育委員会として課題であると認識したので、しっかり取り組まなければならない、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(5)は終了した。

報告事項(6) 屋敷貝塚L地点(屋敷5丁目)発掘調査に伴う縄文人全身骨格の出土について (社会教育課)

藤原社会教育課長

報告事項(6)「屋敷貝塚L地点(屋敷5丁目)発掘調査に伴う縄文人全身骨格の出土について」、説明する。

資料1ページ目を御覧いただきたい。屋敷貝塚L地点については、平成31年1月から個人住宅

の建築に伴い、埋蔵文化財の範囲や状況等を確認するため、確認調査を行った。その際に、縄文時代の貝層や竪穴住居跡などを確認したところである。貝層の厚さを確認するために部分的に深く掘削したところ、頭骨が出土したという状況である。その節に国立科学博物館に相談し、指示を伺いながら、一旦埋め戻しを行った。平成31年4月から令和元年8月の間、遺構や遺物の詳細な記録を作成するために本調査を行ったところである。6月末に、縄文人と思われる全身骨格を確認した。7月に国立科学博物館の専門家に再度指導、助言を受け、一時保管をしたという状況である。その後調査を進める中で令和2年5月に国立科学博物館に縄文人の全身骨格等のクリーニング、また接着復元、鑑定作業を依頼したところである。令和3年1月に、国立科学博物館から鑑定結果の報告を受けた。

資料2、3ページ目に骨格の写真を載せている。Aの人骨ということで、全身骨格で出てきたものになる。鑑定の結果では、こちらは縄文時代後期の縄文人の人骨で、40歳程度の男性であるということである。資料3ページ目をご覧いただきたい。こちらは全身骨格ではないが、半分の骨格ということで出土したBという人骨である。こちらは15歳前後の男性と思われるということ、鑑定結果をいただいたところである。その鑑定結果を踏まえ、教育委員会としては、本年8月26日に、令和3年度第1回習志野市文化財審議会を開催し、その中で鑑定結果を報告したところである。今後この発掘調査については、この人骨の中身を含め、発掘調査の報告書をまとめていくという状況になる。これからの予定だが、この縄文人の全身骨格が出土したということは習志野市としても初めてとなるため、広く市民の方に周知をしていきたいということで、プレスリリースや写真パネルによる展示等を行っていきたく考えている、と概要を説明

古本委員

この縄文人の全身骨格が出てきた意義とはどのようなものであるのか、と質問

藤原社会教育課長

埋蔵文化財ということで、習志野市の歴史、過去から習志野においても縄文人が生活していたという痕跡になる。そういった意味ではやはり習志野市にとっても、歴史を紐解く上では重要な文化財であると捉えている、と回答

古本委員

私自身、歴史が好きなので質問したが、例えばこれがお墓であれば、出てくればそういうものだというだけの話であるが、縄文時代のものが出てくるということはおそらくここまで残っていたという環境があり、極端な話、湿地帯ではなかったのかもしれない。そのような条件があり、様々な意義があると思う。そういう意味も含めて、ただ人骨が出たという報告だけだと、昔お墓があったということだけで終わってしまうかもしれない。今後の課題としては国立科学博物館との相談になってくると思う。あくまで想像になるが、たまたま残った人であるのか、この人骨にどのような意味があるのか、それが歴史の中でどのような位置にあるのかということまで含めて説明できると、市民の方も興味を引かれると思う。ただ骨が出ただけではなく、例えば、実はここにこのような貝塚があり、ここまで海が来ていたなど、説明ができるとまた深みが出てきて良いかと思う、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、報告事項(6)は終了した。

協議第1号 入学準備金融資あっせん及び利子補給制度の今後の方向性について

(学校教育課)

合田学校教育課長

協議第1号「入学準備金融資あっせん及び利子補給制度の今後の方向性について」、説明する。

資料1ページ目、「1 制度の概要及び今後の方向性について」を御覧いただきたい。「(1)制度」について、本制度は、入学準備金が高騰したことにより、市民のニーズを受け、入学準備金の調達が困難な者に対して金融機関の融資のあっせん及びその利子を補給し、教育の振興を図ることを目的として、平成5年度から発足した。「(2)対象者」については、高等学校・大学等に入学を希望する者の保護者となる。「(3)近年の利子補給額」だが、昨年度は6名の申請があり、そのうち5名の融資が決定した。現在、利子補給を行っている者は合計で20名、年間の補給額は17万9,388円となる。「(4)利子補給者数の減少について」だが、制度開始当初は32名のあっせんを行ったが、その後、補給者数は緩やかに減少し、平成19年度以降は、毎年度の新規補給者は1桁となり、年度によっては1名という時もあった。この減少の原因としては、国や県の教育に係る貸付制度や奨学金制度が本制度開始当初に比べ充実し、本制度ではなく、国や県の制度の利用者が増えたことが考えられる。「(5)他市の状況」について、現在、葛南教育事務所管内において入学準備金に係る貸付事業を行っているのは船橋市と市川市の2市である。いずれも市独自の事業として行っている。浦安市も貸付事業を行っていたが、令和元年度末で廃止となっている。八千代市ではこのような事業は行っていない。「(6)今後の方向性」についてだが、国や県の制度は入学準備金だけでなく、教育に係る資金全体をカバーしており、民間の教育ローン等に比べ低利子または給付型となっている。このことから、民間金融機関の借入金に対する利子補給という本制度の役割は一定程度終えたと考えられる。従って、今後の方向性を次のように考えている。まず、本制度は今年度の申請をもって終了し、現在利子補給を行っているものについては、返済終了まで継続していく。最長で令和9年度までとなる見込みである。今後、窓口等で相談があった際は、充実した国や県の制度を紹介していく。また、ホームページ等でも積極的に情報発信をしていく。

続いて、「2 新制度の検討について」である。今後は、大学生以上については、先ほど申し上げたとおり、充実した国や県の制度を利用することを促進していくが、入学準備金の趣旨を引き継いで、高校入学を控える義務教育の生徒、つまり中学校3年生で学ぶ意欲があり、経済的に困窮する世帯に対して、高校入学に関する費用の不足を賄うことを補完する制度を検討していく。「(1)制度について」、今までは貸付型であったが、文書にある一例のように、給与型等を含めて検討し、制度の詳細について決定する。

最後に「3 今後の予定」について説明する。今年度の入学準備金の受付は9月1日より開始している。本日の教育委員会会議での協議を経て、11月に予算計上について協議させていただき、令和4年3月の教育委員会会議にて、入学準備金規則の廃止及び新制度規則の議案を提案する予定である、と概要を説明

馬場委員

新制度を検討するというので、資料2ページ目の例として、給与型の制度で、給与時期は高校1年生5月予定とあるが、もし仮にこのような感じでいくのだとしたら、入学準備金の趣旨を引き継ぐという意味では時期的に遅いと思う。高校1年生の5月頃に給与される場合、制服の準備等にはとても間に合わない。3月末ぐらいには、制服を作って支払わなければいけないという状況があると思う。そのため、そのような目的にも対応できるようにするならば、時期としてはこれでは遅いのではないかと。これから練るのかもしれないが、時期についてはご一考いただきたい、と要望

合田学校教育課長

時期に関しても、給与者についての決定等を踏まえるということで一例を考えさせていただいた

ところであるが、今の御意見も踏まえて、今後決定していくことに生かしていく、と回答

古本委員

今までの利子補給型からまた別の制度に変えていくという、例として給与型という話だが、私自身としては非常に良いと思っている。毎年この話が出るたびに、申請者と融資者の数のギャップがどうしてもあると思っていた。申請して融資が下りるかどうかを決定しているのは金融機関であり、その人の能力ではない。逆に、本当に必要な人に果たして与えられたのかというのが毎年出る話題だった。しかし、これが給与型という形になるのであれば、必要なところに必要なものを本当に届けることができる。そのような形で給与することができれば、それは本来の目的に達するのではないだろうかと思う。例年なぜ落ちるのかと聞くと、担当者の回答としては金融機関の判定であるため、なかなか厳しい方に給与できないということである。そうなると、当初の目的から外れてくると思うので、給与型になるのはやはり非常に良いと思う。当然その分厳密でなくてはいけないと思うが、我々が必要だと思う人に与えることができる、判定ができるということは非常に良いことだと思うので、ぜひその方向で考えていただきたい。ただ、馬場委員御指摘のとおり、給与時期をどうするか、誰に給与するかはまたこれから詰めていかなければならないと思うが、この方向で考えていただけたら良いと思う、と発言

合田学校教育課長

今後決定していく中で大事な意見として尊重していく、と発言

小熊教育長が他に質疑なしと認め、協議第1号は終了した。

＜報告事項(1)及び(2)については非公開。

ただし、令和3年9月21日をもって市長から議会へ提案されたため、会議録を公開とする。＞

報告事項(1) 臨時代理の報告について(令和2年度教育費決算について) (教育総務課)

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(1)は終了した。

**報告事項(2) 専決処分の報告について(損害賠償の額の決定及び和解について)
(習志野高等学校)**

小熊教育長が質疑なしと認め、報告事項(2)は終了した。

小熊教育長が

令和3年習志野市教育委員会第9回定例会の閉会を宣言